第十九条の十一の四第四項中「第三号ハ」を「第三号イ(3)」に改め、同条に次の一項を加える。

5　法第四十一条の十九の四第七項の規定により第三項に規定する書類を提出する場合における同項の規定の適用については、同項第一号ハ中「第四十一条の十九の四第一項」とあるのは、「第四十一条の十九の四第三項」とする。

第十九条の十四の二第八項中「事業年度」の下に「（法第二条第二項第十八号に規定する事業年度をいう。第十六項において同じ。）」を加える。

第十九条の十五第十二項中「第二十七条の二第二十五項」を「第二十七条の二第二十三項」に改め、同項を同条第十九項とし、同条第十一項中「第四十二条の二第十項」を「第四十二条の二第十二項」に改め、同項第一号及び第二号中「外国金融機関等」の下に「又は特定外国法人」を加え、同項第三号から第五号までを次のように改める。

三　振替債等に係る特定債券現先取引等に関する次に掲げる事項

イ　次に掲げる特定金融機関等の区分に応じそれぞれ次に定める契約が締結された日

(1)　特定金融機関等（法第四十二条の二第六項第二号ロに掲げる法人を除く。）　非課税適用申告書の提出をした外国金融機関等との間の振替債等に係る特定債券現先取引等（外国金融機関等（同項第一号ロに掲げる外国法人に限る。(1)において同じ。）又は特定金融機関等（同項第二号ロに掲げる法人に限る。）が金融商品取引法第二条第二十八項に規定する金融商品債務引受業（(1)及び次号イ(1)において「金融商品債務引受業」という。）と同種類の業務又は金融商品債務引受業として当該振替債等に係る特定債券現先取引等に基づく債務を引受け、更改その他の方法（次号イ(1)において「引受け等」という。）により負担したものを除く。）に係る契約又は非課税適用申告書の提出をした外国金融機関等との間の施行令第二十七条の二第二十三項第一号に規定する債務の引受け等に係る契約

(2)　特定金融機関等（法第四十二条の二第六項第二号ロに掲げる法人に限る。）　非課税適用申告書の提出をした外国金融機関等との間の振替債等に係る特定債券現先取引等に係る契約又は施行令第二十七条の二第二十三項第二号に規定する債務の引受け等に係る契約

ロ　振替債等に係る特定債券現先取引等（債券現先取引に該当するものに限る。）に係る債券の銘柄、数量及び単価又は振替債等に係る特定債券現先取引等（証券貸借取引に該当するものに限る。）に係る債券の銘柄、数量及び当該振替債等に係る特定債券現先取引等における価額並びに当該振替債等に係る特定債券現先取引等における担保とされる現金の額並びに担保とされる有価証券の銘柄、数量及び同日における価額

ハ　法第四十二条の二第一項の規定の適用を受ける特定利子の支払年月日及びその適用を受ける金額

ニ　振替債等に係る特定債券現先取引等（債券現先取引に該当するものに限る。）に係る債券の譲渡若しくは購入の日及び当該債券の買戻し若しくは売戻しの日又は振替債等に係る特定債券現先取引等（証券貸借取引に該当するものに限る。）に係る有価証券の貸付け若しくは借入れの日及び当該有価証券の返還を受け、若しくは返還をする日

四　振替国債に係る特定債券現先取引に関する次に掲げる事項

イ　次に掲げる特定金融機関等の区分に応じそれぞれ次に定める契約が締結された日

(1)　特定金融機関等（法第四十二条の二第六項第二号ロに掲げる法人を除く。）　非課税適用申告書の提出をした特定外国法人との間の振替国債に係る特定債券現先取引（特定金融機関等（同号ロに掲げる法人に限る。）が金融商品債務引受業として当該振替国債に係る特定債券現先取引に基づく債務を引受け等により負担したものを除く。）に係る契約

(2)　特定金融機関等（法第四十二条の二第六項第二号ロに掲げる法人に限る。）　非課税適用申告書の提出をした特定外国法人との間の振替国債に係る特定債券現先取引に係る契約又は施行令第二十七条の二第二十三項第二号に規定する債務の引受け等に係る契約

ロ　振替国債に係る特定債券現先取引に係る振替国債（社債、株式等の振替に関する法律第八十八条に規定する振替国債をいう。へにおいて同じ。）の銘柄、数量及び当該振替国債に係る特定債券現先取引の約定をした日における価額並びに当該振替国債に係る特定債券現先取引につき約定をした価格

ハ　振替国債に係る特定債券現先取引の次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める金額

(1)　特定金融機関等（法第四十二条の二第六項第二号ロに掲げる法人を除く。）(1)において同じ。）との間で行われるもの　当該特定金融機関等の施行令第二十七条の二第九項第五号イ(1)から(3)までに掲げる金額

(2)　特定金融機関等のうち法第四十二条の二第六項第二号ロに掲げる法人との間で行われるもの　当該特定金融機関等に係る施行令第二十七条の二第九項第五号ロに規定する他の特定金融機関等の同号ロ(1)から(3)までに掲げる金額

ホ　法第四十二条の二第三項の規定の適用を受ける特定利子の支払年月日及びその適用を受ける金額

ヘ　振替国債に係る特定債券現先取引に係る振替国債の譲渡又は購入の日及び当該振替国債の買戻し又は売戻しの日

五　第一号の外国金融機関等又は特定外国法人が法第四十二条の二第十項各号に定める申告書を提出した場合には、これらの申告書の受理がされた日

第十九条の十五第十一項第六号を削り、同項第七号中「第一項」を「第七項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号を同項第七号とし、同項を同条第十八項とし、同条第十項を同条第十七項とし、同条第九項中「第二十七条の二第十二項」を「第二十七条の二第二十一項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第八項中「第二十七条の二第二十一項」に改め、同項第一号中「外国金融機関等」の下に「又は特定外国法人」を加え、同項第二号中「第三項各号」を「第九項各号」に改め、同号ロ中「外国金融機関等」の下に「又は特定外国法人」を加え、同項を同条第十五項とし、同条第七項中「第四十二条の二第八項に規定する申告書」を「第四十二条の二第十項第一号に規定する申告書」に改め、同項第一号中「又は特定外国法人」を加え、同項第二号中「外国金融機関等」の下に「又は特定外国法人」を加え、「第四十二条の二第十項第一号」に改め、同項を同条第十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

14　第九項の規定は、法第四十二条の二第十項第二号に規定する財務省令で定める事項について準用する。

第十九条の十五第六項中「第四十二条の二第八項」を「第四十二条の二第十項第一号」に、「第二項第一号」を「第八項第一号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第五項中「外国金融機関等」の下に「又は特定外国法人」を、「事業年度」の下に「（法第二条第二項第十八号に規定する事業年度をいう。第十九項において同じ。）」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第四項中「外国金融機関等」の下に「又は特定外国法人」を加え、「第四十二条の二第八項に規定する」を「第四十二条の二第十項各号に定める」に改め、同項を同条第十項とし、同条第三項中「第二十七条の二第二十項」に、「又は第一項」を「又は第七項」に改め、同項第一号中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第二項中「第四十二条の二第七項」に改め、同項第一号中「第四十二条の二第三項に規定する特定外国法人（以下この条において「特定外国法人」という。）」を「）又は法第四十二条の二第十項第一号に、「）」を「）又は法第四十二条の二第三項に規定する特定外国法人（以下この条において「特定外国法人」という。）」に改め、同項第二号中「債券現先取引（以下この条において「債券現先取引」という。）」を「振替債等に係る特定債券現先取引等（第六号及び第十八項第三号において「振替債等に係る特定債券現先取引等」という。）」に、「同項」を「同条第三項」に、「証券貸借取引（以下この条において「証券貸借取引」という。）」を「振替国債に係る特定債券現先取引（第六号及び第十八項第四号において「振替国債に係る特定債券現先取引」という。）」に改め、「外国金融機関等」の下に「又は特定外国法人」を加え、同項第三号中「外国金融機関等」の下に「又は特定外国法人」を加え、「（法第四十二条の二第一項に規定する特定金融機関等をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「同項に」を「法第四十二条の二第五項に」に、「同項の」を「法第四十二条の二第一項又は第三項の」に改め、同項第四号中「外国金融機関等（法第四十二条の二第四項第一号イに掲げる外国法人に限る。）が同条第二項各号に掲げる外国法人のいずれにも該当しない旨」を「次に掲げる外国法人の区分に応じそれぞれ次に定める事項」に改め、同号に次のように加える。

イ　外国金融機関等　当該外国金融機関等（当該外国金融機関等が法第四十二条の二第六項第一号ロに掲げる外国法人である場合には、当該外国金融機関等に係る同条第二項に規定する他の外国金融機関等）が同項各号に掲げる外国法人のいずれにも該当しない旨

ロ　特定外国法人　当該特定外国法人が特定金融機関等（当該特定金融機関等が法第四十二条の二第六項第二号ロに掲げる法人である場合には、当該特定金融機関等）に係る同条第四項に規定する他の特定金融機関等）の同項に規定する国外関連者に該当しない旨

ニ　振替国債に係る特定債券現先取引等に関する次に掲げる事項

(1)　特定金融機関等（法第四十二条の二第六項第二号ロに掲げる法人を除く。）(1)において同じ。）との間で行われるもの　当該特定金融機関等の施行令第二十七条の二第九項第五号イ(1)から(3)までに掲げる金額

(2)　特定金融機関等のうち法第四十二条の二第六項第二号ロに掲げる法人との間で行われるもの　当該特定金融機関等に係る施行令第二十七条の二第九項第五号ロに規定する他の特定金融機関等の同号ロ(1)から(3)までに掲げる金額

ホ　法第四十二条の二第三項の規定の適用を受ける特定利子の支払年月日及びその適用を受ける金額

ヘ　振替国債に係る特定債券現先取引に係る振替国債の譲渡又は購入の日及び当該振替国債の買戻し又は売戻しの日

五　第一号の外国金融機関等又は特定外国法人が法第四十二条の二第十項各号に定める申告書を提出した場合には、これらの申告書の受理がされた日

第十九条の十五第十一項第六号を削り、同項第七号中「第一項」を「第七項」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号を同項第七号とし、同項を同条第十八項とし、同条第十項を同条第十七項とし、同条第九項中「第二十七条の二第十二項」を「第二十七条の二第二十一項」に改め、同項を同条第十六項とし、同条第八項中「第二十七条の二第二十一項」に改め、同項第一号中「外国金融機関等」の下に「又は特定外国法人」を加え、同項第二号中「第三項各号」を「第九項各号」に改め、同号ロ中「外国金融機関等」の下に「又は特定外国法人」を加え、同項を同条第十五項とし、同条第七項中「第四十二条の二第八項に規定する申告書」を「第四十二条の二第十項第一号に規定する申告書」に改め、同項第二号中「又は特定外国法人」を加え、「第四十二条の二第八項」を「第四十二条の二第十項第一号」に改め、同項を同条第十三項とし、同項の次に次の一項を加える。

14　第九項の規定は、法第四十二条の二第十項第二号に規定する財務省令で定める事項について準用する。

第十九条の十五第六項中「第四十二条の二第八項」を「第四十二条の二第十項第一号」に、「第二項第一号」を「第八項第一号」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第五項中「外国金融機関等」の下に「又は特定外国法人」を、「事業年度」の下に「（法第二条第二項第十八号に規定する事業年度をいう。第十九項において同じ。）」を加え、同項を同条第十一項とし、同条第四項中「外国金融機関等」の下に「又は特定外国法人」を加え、「第四十二条の二第八項に規定する」を「第四十二条の二第十項各号に定める」に改め、同項を同条第十項とし、同条第三項中「第二十七条の二第二十項」を「第七項」に改め、同項第一号中「第二項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第二項中「第四十二条の二第七項」に改め、同項第一号中「第四十二条の二第三項に規定する特定外国法人（以下この条において「特定外国法人」という。）」を「）又は法第四十二条の二第十項第一号に、「）」を「）又は法第四十二条の二第三項に規定する特定外国法人（以下この条において「特定外国法人」という。）」に改め、同項第二号中「債券現先取引（以下この条において「債券現先取引」という。）」を「振替債等に係る特定債券現先取引等（第六号及び第十八項第三号において「振替債等に係る特定債券現先取引等」という。）」に、「同項」を「同条第三項」に、「証券貸借取引（以下この条において「証券貸借取引」という。）」を「振替国債に係る特定債券現先取引（第六号及び第十八項第四号において「振替国債に係る特定債券現先取引」という。）」に改め、「外国金融機関等」の下に「又は特定外国法人」を加え、同項第三号中「外国金融機関等」の下に「又は特定外国法人」を加え、「（法第四十二条の二第一項に規定する特定金融機関等をいう。以下この条において同じ。）」を削り、「同項に」を「法第四十二条の二第五項に」に、「同項の」を「法第四十二条の二第一項又は第三項の」に改め、同項第四号中「外国金融機関等（法第四十二条の二第四項第一号イに掲げる外国法人に限る。）が同条第二項各号に掲げる外国法人のいずれにも該当しない旨」を「次に掲げる外国法人の区分に応じそれぞれ次に定める事項」に改め、同号に次のように加える。

イ　外国金融機関等　当該外国金融機関等（当該外国金融機関等が法第四十二条の二第六項第一号ロに掲げる外国法人である場合には、当該外国金融機関等に係る同条第二項に規定する他の外国金融機関等）が同項各号に掲げる外国法人のいずれにも該当しない旨

ロ　特定外国法人　当該特定外国法人が特定金融機関等（当該特定金融機関等が法第四十二条の二第六項第二号ロに掲げる法人である場合には、当該特定金融機関等）に係る同条第四項に規定する他の特定金融機関等）の同項に規定する国外関連者に該当しない旨